

## 「茨城県おかえりマーク」の利用について

認知症の症状によって、外出先から自宅に帰れなくなってしまうたり、警察などに保護されたりした場合に備えて、「おかえりマーク」を靴や杖、衣服など身の回りの物に付けておくと、警察などからの照会に対し、迅速にご家族へ連絡することができます。

利用にあたっては、市町村への事前の登録が必要になります。登録した情報は、ご家族等の同意を得て、茨城県警察本部へ提供します。

利用を希望される方は、お住まいの市町村高齢福祉担当課又は地域包括支援センターへご相談ください。

### ■対象となる方

認知症等により徘徊行動が見られる方、または徘徊のおそれのある方

### ■配付するもの

登録番号の入った2種類のおかえりマークを配付

- 1 靴や杖などにつける「防水反射素材シール」
- 2 衣服などにつける「アイロンシール」

### ■費用

無料

### ■登録内容

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先など

